



古賀市文化芸術振興計画

- 文化芸術のまちづくりの主役はあなたです -

2014-2023

平成 26 年度 - 平成 35 年度

古賀市
古賀市教育委員会

平成 26 年 3 月

はじめに

古賀市長
竹下 司津男



古賀市は、東に犬鳴山系の緑深き山々が連なり、西には玄界灘に面した白砂青松の海岸が広がるまちです。山々からは花鶴川と中川の二つの河川が流れ、豊かな自然をはぐくんでいます。この古賀の地において、旧石器時代から、人は生活を行い、さまざまなものを生み出し、豊かな文化を紡いできました。その軌跡は、古賀市のいたるところで発見され多くの感動をよんでいます。

このような悠久の歴史を持つ古賀市では、平成13(2001)年度から平成 22(2010)年度まで、第 3 次古賀市総合振興計画において、文化芸術の更なる振興をめざし、さまざまな文化芸術活動を行ってきました。また、平成 20(2008)年には、その方向性をさし示す古賀市文化芸術振興条例を定め、文化芸術における市民・団体・行政の果たすべき役割を明らかにし、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置しました。

そして、平成 24(2012)年 4 月に「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして、第 4 次古賀市総合振興計画が始動しました。この計画の中で、文化芸術の振興のための本計画、古賀市文化芸術振興計画を策定することを明記し、文化芸術活動の充実と活性化によるまちづくりを推進することとしました。そして、古賀市文化芸術審議会を含む、文化芸術に熱い思いを持った方々とともに、本計画の策定に取り組み、このたび完成の運びとなりました。

本計画は、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として、進むべき方向性を共有し、自然と歴史・文化芸術の魅力を未来につなぎ、こころやすらぐまちの実現をめざしています。そして、文化芸術の推進を図る羅針盤としての役割を果たすものと期待しています。今後は、この計画に広くご理解を求め、より多くの方々とともに、文化芸術の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました古賀市文化芸術審議会委員の皆様、アンケート調査などにご協力いただきました市民の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成 26(2014)年 3 月

第1章 古賀市文化芸術振興計画策定にあたって

1 文化芸術の意義

文化芸術の定義については、多様な考え方があり一定枠にはまるものではありませんが、多くの人たちと取り組める豊かな分野といえます。

平成 13(2001)年に施行された、文化芸術振興基本法の前文においては、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とあります。文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力をもち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなりえるのです。

我が国では、平成 23(2011)年 3 月 11 日に、東日本大震災が起き、多くの命が奪われ、各地域で現在もなお、復興に向け多大な努力を行っています。その現実の中で、さまざまな文化芸術活動が震災で傷ついた心を癒やし、一人ひとりの生きる力を呼びおこす一役を担っていることは誰もが知ることです。

このように、文化芸術の振興を図る意義は深く、古賀市がめざす「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」の実現において文化芸術は大きな役割を果たすと考えています。

2 文化芸術をめぐる背景

(1) 国の動向

近年、我が国において、文化芸術は、経済活動やまちづくりの振興につながったり、国際交流・理解を深めたりすることが認知されるようになりました。

例えば、日本の漫画やアニメなどのメディア芸術は、世界的に高く評価される中、デザインやファッション、食文化などともに「クール・ジャパン」として、更なる海外展開の機運が高まっています。

このように、文化芸術は、国境を越えて多くの人々をひきつけ、社会のさまざまな面への波及効果を持つ「ソフトパワー」です。人々の心に喜びを与え、心を豊かに元気にするだけでなく、経済や社会の活性化につながるなど、日本全体を元気にする原動力と言えます。

国民意識においても、平成 21(2009)年に、内閣府が行った「文化に関する世論調査」では、「日常生活の中で文化芸術を体験したり、文化活動を行ったりすること」という質問事項に対して「非常に大切」「ある程度大切」とする回答が約 9 割に上っています。また、平成 23(2011)年に内閣府が行った「国民生活に関する世論調査」において、国民の 6 割が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」としています。

国は、国民の期待に応えるべく、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興を図っていくために、平成 23(2011)年度から 5 年間を対象期間とする「第 3 次基本方針」を定めました。この中では、文化芸術が日本を元気にする原動力となることをめざし、文化芸術振興の 3 つの基本的視点をもとに、文化芸術立国を実現するための 6 つの重点戦略を強力に進めています。

文化芸術への期待が高まる中、平成 24(2012)年度文化庁関係予算は、過去最高の 1074 億円となりました。

3つの基本的視点

「成熟社会における成長の源泉」

- ・文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉えなおす
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共施策としての明確化
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

「文化芸術振興の波及力」

- ・教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- ・雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

「社会を挙げての文化芸術振興」

- ・国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携を図り、社会を挙げて文化芸術振興

文化芸術立国を実現するための6つの重点戦略

(1) 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ・文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ・地域の核となる文化芸術拠点への支援充実 等

(2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ・若手をはじめ芸術家の育成支援
- ・文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成 等

(3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ・芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実 等

(4) 文化芸術の次世代への確実な継承

- ・計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ・積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実 等

(5) 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ・有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興への活用
- ・衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興 等

(6) 文化発信・国際文化交流の充実

- ・海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ・文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実 等

(2) 現状と課題

古賀市は、個性ある地域づくりを進める観点から、従来にも増して地域を重視した文化芸術振興の取組を行っています。

地域の文化資源や地域に根ざした文化芸術活動は、それ自体が固有の価値を持つだけでなく、地域への誇りや愛着を深め、「まちの個性と魅力」を創出します。そのため、これまでの行政が施設整備や事業補助を実施し、市民はそれを利用するだけという行政完結型から、市民が主体となって文化芸術活動を行い、その創意工夫を引き出す市民共働型に重点を移す必要があります。

古賀市文化芸術振興計画策定にあたっては、文化芸術団体などへのアンケート・ヒアリングも踏まえて、次の通り古賀市の文化芸術における課題を整理しました。

古賀市における文化芸術の課題

環境づくりの必要性

- 活動者、鑑賞者ともにまだ層が薄く、掘り起こしが必要です。
- さまざまな文化芸術団体が活動しているものの、団体同士のつながりが薄い傾向にあります。
- 市民の多様なニーズに対応できる文化芸術活動の拠点が必要です。
- 現在ある施設における、本来の使用目的に限定することのない新しく幅広い活用が必要です。

個性を起こす必要性

- 文化芸術資源はあるものの、知られていなかったり十分に活用されていなかったりする状況にあります。
- 文化芸術をいかした古賀市らしいまちづくりの仕組みが十分ではありません。

新しい魅力を興す必要性

- 福祉、教育、まちづくり、観光・産業振興など、多様な分野で文化芸術を活用する取組はまだこれからという状況です。
- 子どもの豊かな感性をはぐくむための幅広い文化芸術活動の機会が少なく、十分とはいえません。

3 条例から計画へ

平成 20(2008) 年に、市民の文化的感性をいっそう高め、希望に満ちた古賀市の未来をつくるため、全ての市民が文化芸術活動に参加し、その恩恵を享受することを願い、古賀市文化芸術振興条例を策定しました。また、文化芸術に関する重要施策の諮問に対して意見を述べる常設の機関として古賀市文化芸術審議会を設置しました。

条例に基づき、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として、ともに文化芸術の振興を推進するために古賀市文化芸術振興計画を作成することとなりました。

それに伴い、平成 23(2011) 年に作業部会が立ち上がり、古賀市独自の豊かな計画となるよう、文化芸術団体へのアンケート・ヒアリングなどにおいて、多くの意見を聞き、計画の具体化を図っていきました。

年度	活動内容
平成 20(2008)	・古賀市文化芸術振興条例 策定
平成 21(2009)	・古賀市文化芸術審議会 設置 ・条例の内容の学習及び古賀市の文化芸術について
平成 22(2010)	・第 4 次古賀市総合振興計画について ・古賀市の文化芸術の現状と課題について
平成 23(2011)	・文化芸術振興計画作業部会 設置 ・文化芸術関係団体へのアンケート及びヒアリングについて ・現状と課題整理について ・作業部会の内容を審議会にて協議
平成 24(2012)	・第 4 次古賀市総合振興計画 策定 ・計画の具体化 ・作業部会の内容を審議会にて協議
平成 25(2013)	・パブリックコメント ・アクションプラン 作成 ・印刷製本
平成 26(2014)	・古賀市文化芸術振興計画 策定

4 古賀市文化芸術振興の位置づけ

(1) 市の関係計画などの位置づけ

古賀市では文化芸術の更なる振興をめざし、その方向性を示す古賀市文化芸術振興条例を定め、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し、文化芸術振興の活性化を図りました。また、平成24(2012)年には、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして第4次古賀市総合振興計画を策定し、その計画において古賀市文化芸術振興計画を策定することが明記されました。

第4次古賀市総合振興計画及び古賀市文化芸術振興条例のめざす姿は下記の通りです。

①第4次古賀市総合振興計画

古賀市がめざす、都市イメージ

- 人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち
- 自然と歴史・文化の魅力を未来へつなぎ、こころやすらぐまち
- こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち
- 快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち

文化芸術施策の基本目標

こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

文化芸術施策の基本方針

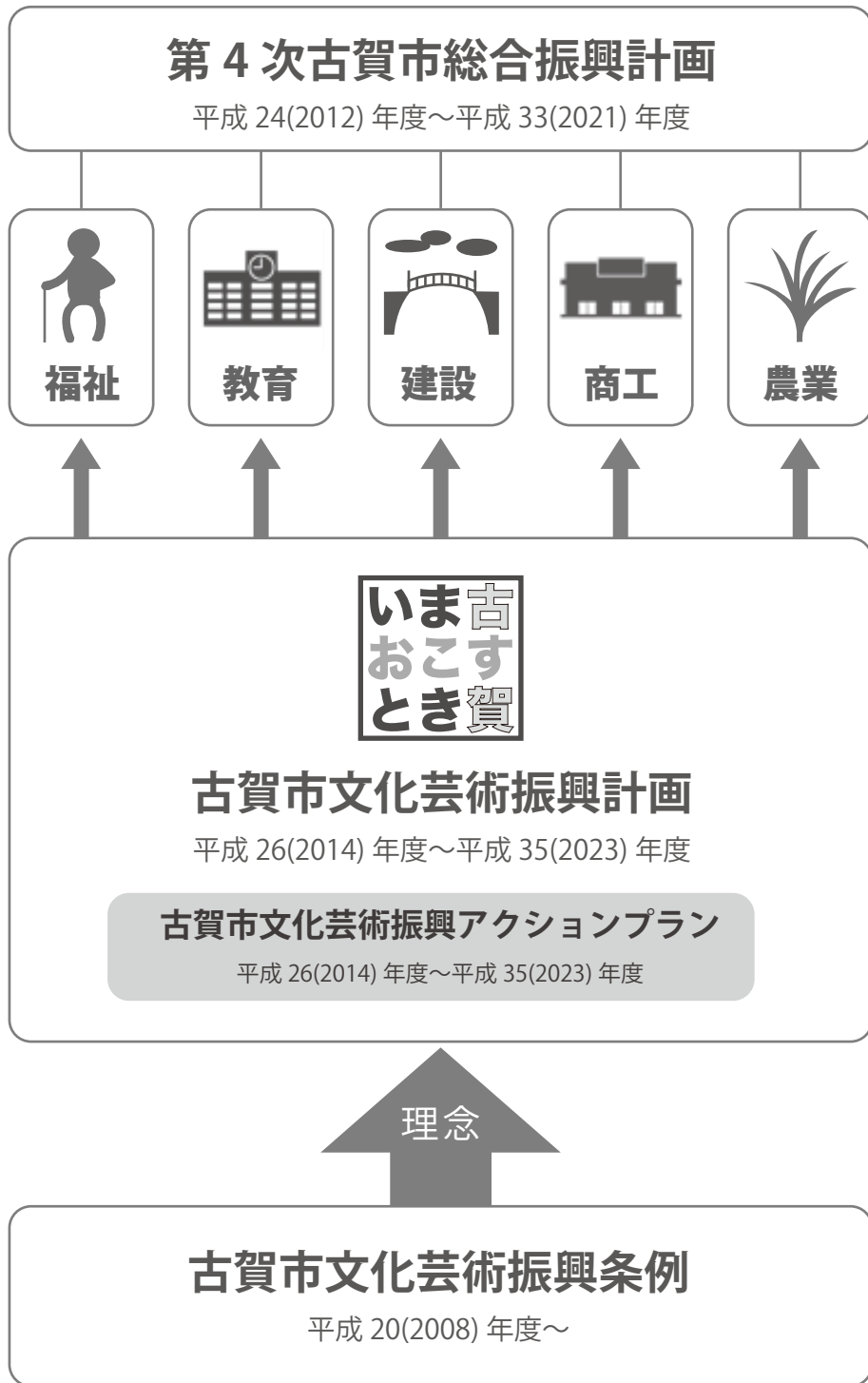
- 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。

(2) 古賀市文化芸術振興条例

基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

5 古賀市文化芸術振興条例及び第4次古賀市総合振興計画との関係図



第2章 古賀市文化芸術振興計画の考え方

1 目的

文化芸術をいかして人やまちを元気にしよう

第4次古賀市総合振興計画で位置づけられている

「**つながり にぎわう 快適安心都市 こが**」を実現するために、文化芸術の分野では、その力をいかして人とまちを元気にすることに取り組みます。

2 テーマ

「起こす 興す おこす」

文化芸術を通して、個性を起こし、新たな魅力を興し、誇りをおこす

第1章で述べた古賀市の文化芸術の課題とそれを解決する市の方向性を踏まえ、文化芸術を通して個性を起こし、新たな魅力を興し、それによって郷土への誇りをおこすことをこの計画のテーマとします。

3 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

- ①本計画は、古賀市文化芸術振興条例の理念を踏まえ、第4次古賀市総合振興計画が掲げる文化芸術の創造と継承の指針とし、文化芸術をいかしたまちづくり※1の実現をめざす計画です。
- ②本計画は、市民・団体・行政が文化芸術をいかしたまちづくりの担い手として、ともに文化芸術振興の推進を行うための計画です。
- ③文化芸術の意識の向上を図り、まちづくりや市民活動に文化芸術の力を活用する視点を持つことをめざした計画です。
- ④具体的に実施する内容をまとめたアクションプランを含んだ計画です。

(2) 計画の期間

計画期間を10年計画とします。

平成26(2014)年度～平成35(2023)年度

※1 本計画におけるまちづくりは、景観や施設整備などハード面だけでなく、福祉、教育、商工、農業など、古賀市を構成する全ての面を含めた総体を振興していくことを意味します。

4 古賀市文化芸術振興計画の全体図

文化芸術をいかして人やまちを元気にしよう

— 文化芸術を通して、個性を起こし、新しい魅力を興し、誇りをおこす —

誇りをおこす

- 文化芸術を通して誇りをおこす
- おこした誇りを次世代に引き継ぐ

文化芸術を通して、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、誇りが生まれます。その誇りは人生・生活の質 (quority of life) を高め、自尊感情の高まりにつながり、生きる力となっていきます。また、自身や古賀市に対する誇りから地域に貢献する気持ちが生まれ、本計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にすること」に繋がります。そのためにも「起こす」「興す」の振興に力を入れ、おこした誇りを次世代へ引き継いでいけるよう努めます。

古賀市の 個性を起こす

見つける 生かす 伝える 守る

- 今ある宝を再認識する。
- 眠った宝を起こす。

古賀市文化芸術振興計画

古賀市の 新しい魅力を興す

【人にやさしいまちづくり】
全ての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまち

【ざわめきづくり】
観光、産業振興と文化芸術

環境づくり

- 文化芸術に関する活動を行う団体・個人の交流を図り、行政、企業、学校、地域などと連携して活動できるように支援をします。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化するなど、文化芸術に対するセンター的機能の充実を図ります。
- 福祉、教育、観光・産業振興など、他のジャンルと文化芸術をつなぐ「コーディネーター」の育成をします。
- 古賀市の文化芸術環境について語り合える場を設け、市民の文化芸術環境の向上を図ります。
- 施設整備を行い、文化芸術活動がしやすい環境づくりに努めます。

本計画における文化芸術の推進は、花畑を育てていくように、豊かな土壌 < 環境 > をつくり、多種多様な種 < 市民 > から、たくましい茎 < 計画 > が伸びて方向性を示し、しっかりと葉 < 施策 > を広げて土から栄養を運び、個性豊かな花 < 誇り > を咲かせていく様子をイメージしています。



第3章 古賀市文化芸術振興の方策

1 古賀市の個性を起こす

古賀市には、文化芸術（美術・音楽・演劇・伝統芸能など）・文化財・自然景観・まち並み、またそれらに関わる人など、多くの宝が存在しています。

(1) 宝を見つける

①今ある宝を再認識

これまで古賀市の文化芸術の振興に寄与し、支えてきた文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材は、市民の生活に文化的潤いと豊かさをもたらしてきました。

今後、それらの宝がいつそう輝き、今まで以上にいかされていくような取組が求められます。

○古賀市の文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材のすばらしさを再認識し、市民が誇れる財産とします。

②眠った宝を起こす

古賀市には、まだ日常生活の中でその価値が見いだされないまま眠り続けている宝が多くあります。それらの宝を呼び起こしていくことは、古賀市がめざす文化芸術のまちづくりの実現に、大きな役割を果たしていきます。

○生活の中にある「ひと、もの、こと」など、市民にとっては当たり前でも視点を変えると魅力になるものを掘り起こします。

○地域の魅力など宝の掘り起こしにあたって、特に子どもの視点による新たな切り口を大切にします。

(2) 宝をいかす

○文化芸術資源、自然景観などの活用策を検討し、文化振興を担う人材を支援するため、既存の団体の活性化と新しい団体の創生を支援します。

○市民が文化芸術活動の場としてさまざまな公共施設や民間施設を活発に利用できるよう、施設活用策や活用に対する支援策を検討します。

(3) 宝を伝える

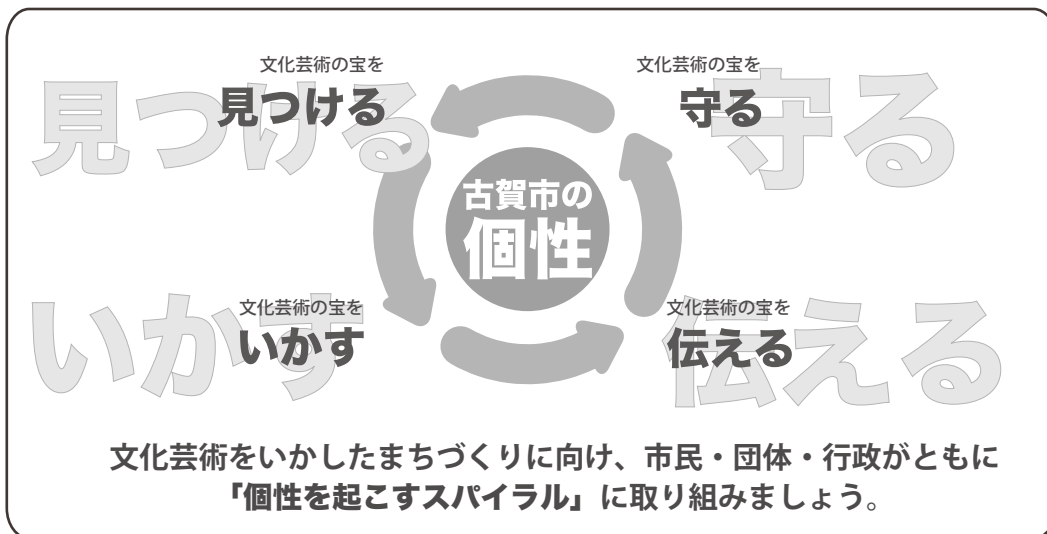
- 古賀市が誇る文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材を市内外に周知するため、捉え方・見せ方の工夫を行い、古賀市の文化的な魅力を広く伝えられるよう積極的に発信します。

(4) 宝を守る

- 文化芸術資源、自然景観、伝統ある芸能や行事やそれらに関する知識、技能、資料など、古賀市の誇れる宝を後世に残すよう努めます。

古賀市の個性を起こす(イメージ)

文化芸術をいかしたまちづくりに向け、市民と行政がともに「個性を起こすスパイラル」に取り組み、豊かなまちづくりを推進していきます。



2 古賀市の新しい魅力を興す

文化芸術が持つ、福祉、教育、観光・産業振興、まちづくりなどに貢献出来る力を活用し、古賀市の新しい魅力を創出します。

(1) 人にやさしいまちづくり ～全ての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまち～

- 子どもの健やかな成長のために文化芸術の力をいかし、子育て世代の保護者を対象とした文化芸術事業を展開する「子育てしやすい文化芸術のまち古賀市」をめざします。
- 文化芸術の力を全ての人によりよく生きるためにいかすとともに、特に元気なシニア層のパワーを文化芸術のまちづくりに活用します。
- 世代間、市内の各地域間、近隣市町とのつながりや国際交流の場面で文化芸術を通じた交流を促進します。
- 学校と連携して、子どもたちに文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくります。

(2) ざわめきづくり ～観光・産業振興と文化芸術～

- 新たな視点で魅力を発見し、市内外に発信します。
- 「農」と「芸術」、「商」と「文化」などの異なるジャンルを組み合わせることで、お互いの新たな魅力を発見し、活性化を図ります。
- 「新たな魅力を発見し、発信できる人材」を養成し、新しい文化の仕掛け人やコーディネーターとしていかします。

3 誇りをおこす

文化芸術を通して、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、自分自身への誇りが生まれます。それは、人生・生活の質(QOL)を高め、自尊感情の高まりにつながり、生きる力となっていきます。

また、その誇りは、古賀市を愛する心となり、地域に貢献する気持ちが生まれ、古賀市ならではの個性ある文化芸術の創造につながります。そして、その気持ちを持って、市民一人ひとりが文化芸術の振興とともにまちづくりを担う一員であることを自覚し、身近な問題に気づき、文化芸術に関わるQOLの向上を意識することで、古賀市文化芸術振興計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことにつながります。

(1) 文化芸術を通して、誇りをおこす

- 「起こす」と「興す」の振興に力をいれ、市民一人ひとりが、個人、団体、古賀市への誇りを持ち、その気持ちを高められるよう努めます。

(2) おこした誇りを次世代に引き継ぐ

- 自分自身だけで完結せず、培った技能や能力、知識を、発信、伝承、還元するための機会を充実させ、豊かな古賀市を次世代に引き継いでいくことに努めます。

4 環境づくり

文化芸術に関わるさまざまな活動の活性化を図るため、情報の収集・提供、人材育成、ネットワークづくりを行い、市民参画の視点を持って、個人・団体間の交流・連携を促進し、活動しやすい環境づくりを推進します。

(1) 文化芸術活動を支える環境づくり

- 文化芸術に関わる団体・個人の交流を図り、行政・企業・学校・地域などと連携して活動できるように支援をします。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化するなど、文化芸術に対するセンター的機能の充実を図ります。
- 福祉、教育、観光・産業振興など、他のジャンルと文化芸術をつなぐ「コーディネーター」の育成をします。
- 古賀市の文化芸術環境について市民が語り合える場を設け、市民の文化芸術環境の向上を図ります。
- 施設整備を行い、文化芸術活動がしやすい環境づくりに努めます。

第4章 古賀市文化芸術振興計画の推進について

1 計画の推進

(1) 計画の啓発

本計画は、文化芸術をいかしたまちづくりにおいて市民・団体・行政がともに文化芸術の担い手であることを認識し、さまざまな活動を豊かに進め、活力ある地域づくりを推進していくとするものです。

今後、本計画の実現に向け、市民と共に文化芸術を振興していくために、あらゆる機会を捉えて、計画の内容などについて啓発を行い、計画の内容を市民に理解してもらえるよう努めます。

(2) 推進状況の確認をするしくみづくり

本計画の推進は、計画に基づいて策定されたアクションプランにより行われます。

また、アクションプランは、古賀市文化芸術振興条例に基づき設置された古賀市文化芸術審議会によって推進状況を確認していきます。しかしながら、文化芸術の何をもって推進基準とするかの判断は難しく、市民ニーズのみを優先することも、あるいは集客率や収益効果数値のみを追求していくことも、本計画がめざす文化芸術の振興とはかけ離れてしまいます。

このため本計画においては、目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことに重点を置いて推進状況を確認します。

行政とともに市民一人ひとりが、本計画が示す目的を理解し、意識して行動をおこすことが、数値だけでは捉えきれない文化芸術振興の推進をする上で最も重要であると考えます。

年度	文化芸術振興アクションプラン 古賀市文化芸術振興計画
平成 26(2014)	前期開始
平成 27(2015)	
平成 28(2016)	
平成 29(2017)	
平成 30(2018)	進捗状況の確認
平成 31(2019)	後期開始
平成 32(2020)	
平成 33(2021)	
平成 34(2022)	
平成 35(2023)	

資料編

- ①古賀市文化芸術審議会 資料
審議会・作業部会の審議内容
審議会・作業部会の名簿

- ②古賀市文化芸術振興条例

古賀市文化芸術審議会の審議内容

	回数	開催日	審議内容
21 年 度	第1回	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議運営について、会長・副会長の選出 ・古賀市文化芸術振興条例について、古賀市の現状について
	第2回	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市の現状と課題について ・平成22年度の取組と課題について
22 年 度	第3回	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の整理について ・今後の審議会の進め方について
	第4回	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次古賀市総合振興計画の概要について ・講話「地域における文化芸術の役割について」
	第5回	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「文化振興基本計画の役割について」 ・みあけ史跡公園の開園について
	第6回	3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の主な文化芸術活動について ・平成23年度のスケジュールについて
23 年 度	第7回	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度古賀市文化芸術活動予定について ・作業部会の設置について
	第8回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会報告（文化芸術関係団体アンケート結果について、審議内容について、今後の作業部会の審議事項について）
	第9回	1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会報告（文化芸術関係団体ヒアリング結果について、審議内容について、今後の作業部会の審議事項について）
	第10回	3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次古賀市総合振興計画（議決後）について ・作業部会報告（他都市の事例研究について）
24 年 度	第11回	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会報告 ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・平成24年度の進め方について
	第12回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）古賀市生涯学習センター及び周辺施設整備事業設計業務公募型プロポーザル審査結果について ・作業部会報告 ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
25 年 度	第13回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・古賀市文化芸術振興アクションプラン（仮称）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
	第14回	6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回審議会の意見を踏まえた対応及び変更ポイントについて ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・古賀市文化芸術振興アクションプラン（仮称）について
	第15回	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）及び古賀市文化芸術振興アクションプラン（仮称）について ・平成25年度の進め方について
	第16回	8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで提出された意見及び回答について ・答申（案）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
	第17回	9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市文化芸術振興計画（案）を市長へ提出

古賀市文化芸術審議会作業部会の審議内容

	回数	開催日	審議内容
23 年 度	第1回	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長、副部会長選出 ・ 古賀市文化芸術振興計画（仮称）の考え方
	第2回	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査について（内容の検討） ※8月23日に15団体へ発送
	第3回	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査について（結果の分析） ※15団体中12団体より回答を得た
	第4回	11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査を終えた今後の進め方について ・ 小中学校における文化芸術に関する行事などの実施状況について
	ヒアリング	11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民劇団ダイコーン・文化協会・よさこい古賀連・写団こが・エコけん（5団体）
	ヒアリング	11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アートもん・文化のまちづくりの会・市民吹奏楽団・古賀新宮子ども劇場（4団体）
	ヒアリング	12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第九を歌う会・ミュージカルオペラk・i・市民オーケストラ（3団体）
	第5回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果のまとめ
	第6回	2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市の文化芸術振興計画を参考にした古賀市の振興計画の構想について
	第7回	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古賀市文化芸術振興計画の姿について（KJ法による項目整理）
24 年 度	第8回	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（3月）作成した図表へ追加したい項目を整理してまとめる。
	第9回	5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図表のカテゴリーを整理し、項目をさらに仕分ける。
	第10回	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宝を見つける」の分野の内容を深める。
	第11回	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「今あるものの活性化」の分野の内容を深める。
	第12回	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「センター機能（研修棟建て替え含む）」の分野の内容を深める。
	第13回	11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人にやさしい①②」の分野の内容を深める。
	第14回	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人にやさしい③」「ざわめきづくり」の分野の内容を深める。
	第15回	1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宝を見つけ・伝える」の内容を整理する。
	第16回	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「今あるものを活性化する」「環境整備の充実」の内容を整理する。
	第17回	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人にやさしい」「ざわめきづくり」の内容を整理する。
25 年 度	第18回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントを受けた古賀市文化芸術振興計画に関する協議 ・ 提出された意見報告 ・ 計画及びアクションプランに対する反映について

古賀市文化芸術審議会委員名簿

	名前	所属等	備考
1	土師 武	元古賀市教育委員会教育委員長	平成21年9月～
2	緒方 泉	九州産業大学美術館教授	平成21年9月～
3	古賀 弥生	NPO アートサポートふくおか代表	平成21年9月～
4	坂崎 隆一	古賀市文化のまちづくりの会	平成21年9月～
5	中山 早由利	NPO 法人古賀新宮子ども劇場	平成21年9月～
6	篠崎 康子	元民生委員(市民公募)	平成21年9月～
7	橋本 京子	コスモス市民講座スタッフ(市民公募)	平成21年9月～
8	結城 俊子	NPO 法人古賀市文化協会会長	平成22年4月～
9	村山 美帰子	古賀市歴史資料館館長	平成25年4月～
10	高田 寿美	古賀竟成館高等学校教諭	平成25年4月～
11	石井 忠	元古賀市歴史資料館館長	平成21年9月～ 平成25年3月～
12	岩村 慶悟	元古賀中学校教諭	平成21年9月～ 平成22年4月 平成23年4月～ 平成25年3月
13	石橋 早苗	元古賀中学校教諭	平成22年4月～ 平成23年3月

前文

豊かな自然と人々との交流が古賀市の歴史を刻み、文化を育んできた。

東には西山・犬鳴の山々が連なり、山塊から浸み出した水は、清流となって花鶴川に集まり、玄界灘に注ぐ。

西に広がる玄界灘は、海の十字路口と言われ、太古のかなたより大陸・朝鮮半島文化が往来してきたところであり、海に向かって大きく、弧状に広がる海岸は古代から数々の文化を受け入れてきた。この海岸の白砂青松は、防風・防砂林として長い歳月をかけて守り続けられ、河川の両翼に広がる沃野は、古代から今日に至るまで、生活居住地や生産活動の場となっている。

遙か都へ通ずる太宰官道から近世の唐津街道にいたる路は、連綿として文化を運び続け、今日その役割は、国道 3 号・九州自動車道・鹿児島本線の交通の動脈となって生き続けている。

文化は、人々の生活の向上と共に発展・進化し形成されてきたものであり、そこから生きていく喜びや感性が磨かれ、伝統芸能をはじめ、美術や音楽、文字による表現など多種多様な芸術が生まれた。

うるわしき古賀の風土と歴史に培われ、育まれてきた文化芸術の有形無形の資産は、脈々と私たちの中に流れ続け、蓄積し続けている。こうして受け継がれてきた古賀市民の文化的感性を一層高め、希望に満ちた古賀市の未来を創るため、すべての市民が文化芸術活動に参加し、その恩恵を享受することを願い、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興について基本理念を定め、並びに市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 美術、音楽、演劇、伝統芸能その他の芸術並びに地域の伝統及び生活に根ざした文化をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。
- (3) 民間団体等 市内の企業、学校、民間非営利団体及び地域団体等をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

3 市は、実施する各種の施策において、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう配慮に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、広く文化芸術に対する理解を深め、市民相互で連携及び協調して文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第6条 民間団体等は、地域社会の一員であるとの認識の下、自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(施策の立案及び実施に係る基本方針)

第7条 市は、文化芸術の振興を図る施策の立案及び実施に当たっては、第3条及び次に掲げる事項を基本とし、各施策の計画的な推進を図るものとする。

(1) 地域の文化芸術に係る資源及び人材を活用し、個性と魅力に富んだ特色ある文化芸術活動を促進するとともに、国内外との文化芸術に係る交流を図ること。

(2) 優れた文化芸術に触れる機会の提供その他青少年が自主的に文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図り、幅広い文化芸術の担い手を育成すること。

(3) 文化財並びに地域固有の文化芸術を将来にわたって保存し、及び次世代に継承すること。

(審議会の設置)

第8条 市における文化芸術の振興を推進するため、古賀市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申する。

3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、文化芸術に関し識見を有する者、市民及び民間団体等を代表する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[省略]

●編集・発行

古賀市 古賀市教育委員会

●お問い合わせ

古賀市教育委員会 生涯学習推進課 文化・スポーツ支援係

〒811-3103 福岡県古賀市中央 2-13-1 tel 092-942-1347 fax 092-942-1361

mail shogaku@city.koga.fukuoka.jp